

別紙

## 誓約書

補助金の交付後に、七尾市空き家改修補助金交付要綱第11条各号のいずれかに該当した場合は、交付された補助金の全部又は一部を返還することを誓約します。

なお、私\_\_\_\_\_と、契約の相手方である\_\_\_\_\_は、3親等以内の親族ではなく、また、空き家バンク登録以前から、契約合意をしていたものではありません。

年 月 日

(自署) 申請者

住所

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為があったとき。
- (2) 売買契約又は賃貸借契約を締結した両者が3親等以内の親族となったとき。
- (3) 転売、転貸等により、補助金交付前の所有者又は所有者の3親等以内の親族の利用があると認められるとき。
- (4) その他市長が特に適当でないと認めたとき。